

経友クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、経友クラブと称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、呉市本通4丁目8-12 呉商工会議所ビル703号に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、修練と親睦を通じて会員相互の友愛と理解を深め、情報交換により事業の発展と経済的地位の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(運営の目的)

第4条 本クラブは、一業種一会員とその準会員、並びに特別会員、特別正会員をもって構成され、別に定める「経友クラブ会員資格規定」に基づき分類される。

2. 本クラブは、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行ってはならない。
3. 本クラブは、これを特定の主義主張のために利用してはならない。

(事業)

第5条 本クラブは、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化に関する研究並びにそれに伴う事業。
- (2) 会員の修練および相互の親睦に資する行事の開催。
- (3) 情報交換に資する行事の開催。
- (4) その他本クラブの目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員および会費

(会員の種類)

第6条 本クラブの会員は、正会員・特別正会員・特別会員・準会員および名誉会員の5種とする。

(会員の資格等)

第7条 本クラブの会員資格、入会手続き、表決権等は次の通りとする。

(1) 正会員

イ. 資格

正会員は、呉市およびその周辺に居住し事業を営む経営者、またはそれに準ずる責任ある地位を有する品格のある者でなければならない。

ロ. 入会手続き

本クラブに入会を希望する者は、別に定める「経友クラブ会員資格規定」に基づき所定の入会手続きをしなければならない。

ハ. 表決権等

正会員並びに特別正会員は、総会において各1個の表決権を有する。

(2) 特別会員

イ. 資格

本クラブの高齢会員で本人が希望した時は、理事会の承認を得て特別会員になることができる。ただし、次回の例会に報告しなければならない。

ロ. 表決権等

特別会員は、表決権を有するが、役員への被選挙権は有しない。

(3) 名誉会員

イ. 資格

名誉会員は、呉市における名誉ある人の中から理事会の決定により推薦し、会長が依属する。

ロ. 表決権等

名誉会員は、表決権および役員への被選挙権を有しない。

(4) 特別正会員

イ. 資格

特別正会員は本クラブに永年在籍し、本クラブの発展に多大な貢献があった会員が、事業を退職等するために職業分類の該当種類がなくなった時に、会員の申し立てにより理事会の承認を得て特別正会員となることができる。

ロ. 表決権等

特別正会員は、正会員同様に、表決権並びに被選挙権を有する。

(5) 準会員

イ. 資格

正会員の事業継承者、または事業継承予定者は、正会員が退職後は正会員になるものとする。

ロ. 入会手続き

正会員と同様とする。

ハ. 表決権等

準会員は表決権、被選挙権は有しない。

二. 委員会配属

準会員は委員会に配属される。

(会員および入会金等)

第8条 正会員、準会員、特別会員及び特別正会員は、別に定める「経友クラブ会員資格規定」に基づき所定の入会金、負担金、会費等を納入しなくてはならない。ただし名誉会員はこれを免除される。

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、別に定める「経友クラブ会員資格規定」に基づき所定の退会手続きをしなくてはならない。

(会員の資格喪失)

第10条 本クラブの会員が次の各号のいずれかに該当する時は、理事会の決議で別に定める「経友クラブ会員資格規定」に基づき除名もしくは退会勧告を行うことができる。

- (1) 本クラブの体面を傷つける等、本クラブの主旨に反する行為のあった時。
- (2) 会費納入義務を履行しない時。
- (3) 出席義務を履行しない時。
- (4) その他会員として適当でないと認められた時。

(財産の請求権)

第11条 退会または除名された会員は、本クラブの資産に対して何等の請求権を有しない。

第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会・理事会・例会の3種とする。

(総会の決議事項)

第13条 つぎの事項は総会の議決を経なければいけない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定および重大なる変更
- (3) 事業報告および収支予算の承認
- (4) 役員を選任および解任

- (5) 本クラブの解散および残余財産の処分方法の決定
- (6) その他の重要事項

(総会の種類および招集)

- 第14条 総会は正会員、特別会員、特別正会員をもって構成し、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 2. 定時総会は毎年1月と9月、臨時総会は会長が必要と認めた時、または正会員、特別会員、特別正会員の総数の2分の1以上が会議の目的たる事項、日時および場所を示して請求した時、会長がこれを招集する。
 - 3. 総会の議長は、現会長がその任にあたる。(昭和49.10.18 総会決議)
 - 4. 総会の招集は、各会員に対し総会の目的たる事項、日時および場所を示して、会日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の成立および議決)

- 第15条 総会の定足数は、正会員、特別会員、特別正会員の2分の1以上とし、その議決は出席正会員、特別会員、特別正会員の総数の3分の2以上をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 2. 委任状の取り扱いは議長に一任とする。

(理事会)

- 第16条 理事会は、会長、副会長、専務理事、会計理事および理事をもって構成し、本クラブの運営にあたる。
- 2. 理事会は総会から委任された事項、総会に提出すべき議題およびその他の重要事項を審議処理する。
 - 3. 理事会は、専務理事が必要と認めた時、または理事の2分の1以上の要求がある時は専務理事がこれを招集する。
 - 4. 理事会の定足数は理事の3分の2以上とし、その議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
 - 5. 理事会の議長は専務理事がその任にあたる。

(議事録)

- 第17条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長はこれに署名しなければならない。
- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会員または理事の現在数

- (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名(書面表決者および表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨

(例会)

第18条 本クラブは、「経友クラブ運営規定」の定めるところにより、原則として毎月2回例会を開く。

第4章 役員

(役員の種類)

第19条 本クラブに次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 専務理事 1名 会計理事 1名
理事 若干名 監査 2名

2. 役員はそれぞれほかの役員と相互に兼ねることはできない。

(役員資格および任免)

第20条 役員は、本クラブの正会員たることを要し、総会において選任および解任される。

2. 役員の選任方法に関しては、「経友クラブ役員選任規定」の定めるところによる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、会長は原則として1年とする。他の役員は毎年1月1日より同年12月31日までの1年とする。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 再任は新理事選出時点において会員数40名以上で2年、39名以下で1年の猶予において理事を再任できる。(令和元年9.6第2回定時総会決議)
3. 役員は、辞任または任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第22条 会長は、本クラブを代表し会務を執行する。

2. 副会長は会長を補佐し会長または専務理事が事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は会務を総括し、理事会を招集しその議長となる。また会長および副会長が事故あるときはその職務を代行する。
4. 監査は本クラブの業務および財産状況を監査する。

(顧問)

第 23 条 本クラブに顧問をおくことができる。

2. 顧問は学識経験のある者の中から理事会の議決を経て会長が依嘱する。

第 5 章 委員会

(委員会の設置)

第 24 条 本クラブにその目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するため委員会を置く。

2. 委員会の設置は「経友クラブ運営規定」の定めるところによる。

(委員の任命)

第 25 条 委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名および委員若干名を置く。

2. 本クラブ会員の所属委員会は、会長が選任しその委員長は会長が理事の中より任命する。副委員長は、理事会の承認を得て委員長が任命する。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 26 条 本クラブの資産は、設立当初の寄付に係る財産目録記載の財産、会費および入金、寄付金品、事業に伴う収入、資産から生ずる収入、その他の収入により構成される。

(資産の管理)

第 27 条 資産は、会長の命をうけた会計理事がその管理にあたる。

(経費の支弁)

第 28 条 本クラブの経費は資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 29 条 本クラブの会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 30 条 本クラブの事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局の運営は別に定める「経友クラブ事務局規定」、「経友クラブ事務局使用規定」に基づき行われる。

第8章 細則

(委任)

第31条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の決議をもって定める。

附則

1. この定款、昭和41年11月1日制定、昭和42年1月1日から施行され、昭和48年10月19日の総会の決議により改正し、昭和49年1月1日より施行する。
2. 昭和57年10月1日の総会の決議により本定款の第7条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条の一部を改正し、第20条は同日より施行し、他の各条は昭和58年1月1日より施行する。
3. 昭和62年4月17日臨時総会の決議により本定款の第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の一部を改正し、昭和63年1月1日より施行する。
4. 本定款第10条、第14条、第15条の正会員を、正会員および特別会員とする。
5. 平成3年1月18日の総会の決議により本定款の第7条の一部、第8条の一部を改正し、平成3年1月1日より施行する。
6. 平成18年12月1日の臨時総会の承認により綱領を改正し、平成19年1月1日より施行する。
7. 平成18年12月1日の臨時総会において、前「綱領」を「会員心得」と変更することを承認する。
8. 平成21年10月2日の総会決議により本定款の第7条(2)特別会員ロ 表決権等において「特別会員は表決権を有する。ただし総会での表決権および役員の被選挙権は有しない」に改正、同日施行する。
9. 平成21年12月4日の臨時総会の決議により、本定款附則4. を「本定款第10条の正会員および特別会員とする」に改正し同日施行する。
10. 平成22年1月22日の総会決議により本定款第4条、第6条、第7条を改正し平成22年1月1日より施行する。
11. 平成27年10月2日の総会決議により本定款第7条(2)特別会員イを一部改正するとともに、同第21条2項に設けられていた暫定項目を削除し、同日施行する。
12. 令和1年9月6日第2回定時総会決議により本定款第2条2項「旧理事会は原則として2年間は再任する事はできない」を改正して同日施行する。
13. 令和4年9月2日第2回定時総会決議により本定款第7条(5)を追記し令和5年1月1日より施行する。
14. 13の施行に伴い、本定款第4条、第6条、第8条に「準会員」を追記する。
15. 13の施行に伴い、本定款第10条の「正会員」を「会員」に変更する。

『経友クラブ定款細則』

1. 経友クラブ会員資格規定（附職業分類表）
1. 経友クラブ役員選任規定
1. 経友クラブ運営規定
1. 経友クラブ会員慶弔規定
1. 経友クラブ事務局規定
1. 経友クラブ事務局使用規定
1. 経友クラブ会員表彰規定

経友クラブ会員資格規定

1. 会員資格(定款第4条、第7条関係)

正会員 本クラブに入会する者は、定款第7条（1）イ項で定めるほか、次の資格を有すること。

- (1) 本クラブで定める職業分類の内より各1名とする。
- (2) 本クラブで定める会費その他の負担金を納入する能力があること。
- (3) 本クラブで定める例会出席義務60%を達成できること。
- (4) その他本クラブで定めた事項を履行できること。

特別会員 認定基準を次のとおりとする。

- (1) 高齢であること。(年齢は特に示さない)
- (2) クラブ在籍25年以上であること。
- (3) クラブに対する貢献度が特に顕著である。(理事経験数等)
- (4) 病身で例会出席が困難である。(診断書を提出すること)
- (5) 長期にわたる例会出席が困難な家庭の事情があるとき。

以上5項目の内、3項目以上に該当する会員とする。

ただし、(4)(5)についてはその原因が解消した時は正会員となる。

特別正会員 特別正会員を希望する者は、定款第7条（4）イ項で定めるほか、次の資格を有すること。

- (1) 正会員同様の活動が可能であること。
- (2) 正会員同様の会費、その他の負担金を納入する能力があること。
- (3) 他の会員の規範となる者。

準会員 準会員は正会員の事業継承者、または事業継承予定者である者とする。

- (1) 準会員は正会員1名に対し1名までとする。
- (2) 準会員はその正会員が退職後は正会員になるものとする。

- (3) 準会員は委員会に配属される。
- (4) 正会員同様のクラブ活動が可能であること。
- (5) 既定の会費、その負担金を納入する能力があること。

2. 入会手続き(定款第7条関係)

本クラブに入会を希望する者は、次の手続きによるものとする。

- (1) 本クラブ正会員2名の推薦を要する。
- (2) 推薦者は、本クラブ所定の推薦カードに所要事項を記入の上、総務委員会に報告する。
- (3) 総務委員会は、これについて会員資格を審査し、その結果を理事会に報告する。
- (4) 理事会は上記推薦カードを審査し、異議がなければ例会で発表し出席会員の2分の1以上の承認を得る。
- (5) 総務委員会は、入会希望者に審査結果を通知する。
- (6) 入会者は、入会承認通知書受け取り後10日以内に入会金および会費等を納入する。
- (7) 入会者は、当月の例会より出席する。
- (8) 再入会の取り扱いは、上記を準用する。
- (9) 正会員並びに特別正会員が退会し、後継者(同一企業と親子の場合)の入会の場合に入会金を免除する。(昭和56.10.16総会決議)

3. 会費および入会金等(定款第8条関係)

本クラブの会費および入会金等を次の通り定める。

正会員	入会金	10000円	会費(月額)	11000円
	事務局設置負担金	10000円	バッジ代	15000円

臨時規定として本クラブの会費を次のように変更する。

	入会金	0円	会費(月額)	11000円
	事務局設置負担金	0円	バッジ代	0円

(ただし貸与とする)

本規定は会員数40名までの規定とする。(平成19.9.14理事会決議)

特別会員 会費(月額)は正会員の半額とする。ただし、特別会費については正会員と同額とし、SAAについては任意とする。

特別正会員 会費(月額)並びに特別会費、SAAについては、正会員と同額を負担するものとする。

準会員 会費(月額)は正会員の半額とする。ただし、創立記念日を除く SAA、並びに特別会費については正会員と同額を負担するものとする。

会費は銀行振込とする。(手数料個人負担)
特別会費がある場合は、例会場に持参し納入する。

4. 退会手続き (定款第 9 条関係)

- (1) 本クラブ会員にして退会を希望する者は、退会希望年月日、退会理由等を記載した退会届を理事会に提出し、その承認を得なければならない。
- (2) 理事会は退会届を審査し、承認した場合は未納会費等の納入確認後、退会承認通知書を発する。
- (3) 理事会は、次例会に退会の旨を報告する。
- (4) 除名による退会もこれに準ずる。

5. 会員の資格喪失 (定款第 10 条関係)

本クラブ会員の資格喪失は定款第 10 条で述べるほか次の通り定める。

- (1) 会費滞納 3 カ月以上の会員に対して、会計理事の書面による請求後 1 ヶ月経過するも納入しない時。
- (2) 正当な理由なく、かつ無届で年間 60%以上の出席をしない者で出席奨励委員の勧告に自覚がない時。

6. 会員の職業分類 (定款第 4 条関係)

本クラブ会員の職業分類を別表の通り定める。

附 則

1. 本規定は昭和 49 年 1 月 1 日より実施する。
2. 昭和 57 年 10 月 1 日の総会決議により本規定第 2 項を一部改正し、昭和 58 年 1 月 1 日より実施する。
3. 平成 3 年 1 月 18 日の総会決議により本規定第 1 項、第 3 項に特別会員の項目を追加し、平成 3 年 1 月 1 日より実施する。
4. 平成 18 年 12 月 1 日の臨時総会にて本規定 3 項に「会費納入方法は銀行振込でもよい」を追加し、平成 19 年 1 月 1 日より実施する。
5. 平成 22 年 1 月 22 日の総会決議により特別正会員の項を追加し、平成 22 年 1 月 1 日より実施する。

6. 平成 23 年 12 月 2 日の臨時総会決議により本規定 3 項の会費(月額)を改訂し、平成 24 年 1 月 1 日より実施する。
7. 令和 4 年 9 月 2 日第 2 回定時総会の決議により本規定第 1 項並びに第 3 項に「準会員」の項目を追加する。

経友クラブ役員選任規定

1. 役員を選任(定款第 20 条、第 21 条関係)
本クラブの理事は総会において選任され、その選出方法は次のとおりとする。
 - (1) 会長は無記名投票により選出される。
 - (2) 理事は現会長および理事と前年度会長および理事を除く 8 名を連記式無記名投票によって選出し、有効投票の多数を得た者から 8 名を当選人とする。
ただし得票数が同じである時は若年者を当選人とする。
 - (3) 副会長、専務理事および会計理事は、会長が理事の中より任命する。また会計監査は会長が会員の中より推薦する。
 - (4) 補欠役員は理事会の議決を得て会長が任命する。
 - (5) 会長推薦会議は会長経験者をもって構成され、会員の中から次期会長を推薦、事前に発表するものとする。
2. 役員を解任(定款第 20 条関係)
本クラブ会員は正当な理由があるときは役員を解任することができる。その解任方法は次のとおりとする。
 - (1) 理事会にその申し立てをし、理事会の決議による。
 - (2) 理事会で解決が困難な場合は会員の無記名投票により出席会員の 3 分の 2 以上で決定する。

附則

1. 本規定は昭和 49 年 1 月 1 日より実施する。
2. 昭和 57 年 10 月 1 日の総会決議により、本規定第 1 項を一部改正し同日より実施する。
3. 昭和 62 年 4 月 17 日の臨時総会決議により本規定第 2 項、第 3 項を一部改正し、昭和 63 年 1 月 1 日より実施する。
4. 令和 4 年 9 月 2 日の総会決議により規定第 1 項に (5) を追記し令和 5 年より実施する。

経友クラブ運営規定

1. 例会(定款第 18 条関係)

- (1) 本クラブは毎月 2 回、第 1 金曜日・第 3 金曜日に例会を開催する。
ただし諸般の事情により理事会の承認をもって例会日を変更、または休会とすることがある。
- (2) 例会場は原則として呉阪急ホテル(呉市中央 1 丁目 1 - 1)とし、例会時間を午後 7 時より午後 9 時とする。
- (3) 例会行事の運営はそれぞれの担当委員会があたる。

2. 委員会構成および職務分掌(定款第 24 条関係)

- (1) 本クラブに次の委員会を置く。
総務委員会 修練委員会 親睦委員会 事業委員会 SAA 委員会
- (2) 各委員会の職務分掌は次のとおりとする。
 - イ. 総務委員会 総会の運営を担当し総会に提出すべき案件の事務処理を行い、また事務局を管理し、会員の慶弔祝儀、書類の管理、器具備品の整理等、クラブの庶務事項を処理する。また会員の入退会等の人事とクラブの対外広報活動をする。
 - ロ. 修練委員会 経済、社会、文化等会員およびその家族等の知識向上に資するための修練例会行事を担当する。
 - ハ. 親睦委員会 会員およびその家族等、相互の親交を計るための親睦例会行事を担当する。
 - ニ. 事業委員会 会員のために資するあらゆる情報の収集と発表および会報の発行をする。
 - ホ. SAA 委員会 ニコニコ BOX を担当し、コミカルな目付け役として常に会員に密着した例会運営を計る。また出席奨励委員会を担当し本クラブの出席率向上を図る。

3. その他

- (1) 各委員会は毎月 1 回以上例会行事を担当するものとする。
- (2) 正規例会外の臨時例会の出欠は正式の出欠登録より除外する。
(昭和 44.7.26 理事会決議)
- (3) 理事会開催に際し委員長が不在、または事故の場合は副委員長が出席し代行する。副委員長も不在または事故の場合は、委員長が委員会のメンバーの中から指名し代行する。
- (4) 本クラブ会員の慶弔祝儀に関しては、本人が事務局に報告する義務を有する。

(5) 旅行会行事を正規例会外とし、出席登録より除外する。ただしクラブ行事として計画および予算補助は従来通りとする。(昭和 59.10.5 総会決議)

附則

1. 本規定は昭和 49 年 1 月 1 日より実施する。
2. 昭和 57 年 10 月 1 日の総会決議により本規定第 2 項の一部を改正し、昭和 58 年 1 月 1 日より実施する。
3. 平成 18 年 12 月 1 日臨時総会の承認により本規定第 3 項を一部追加し、平成 19 年 1 月 1 日より実施する。
4. 平成 19 年 10 月 18 日臨時総会の承認により例会会場をシティプラザすぎやに変更し、平成 20 年 2 月 1 日より実施する。
5. 令和 5 年 9 月 1 日総会の承認により例会会場を呉阪急ホテルに変更し、令和 6 年 1 月 1 日より実施する。

経友クラブ会員慶弔規定

会員死亡の場合	香典	30000 円と生花一對
会員の配偶者死亡の場合	香典	20000 円と生花一對
会員の父母・子供死亡の場合	香典	10000 円と生花一對
会員結婚	お祝い	30000 円と祝電
会員の子供結婚	お祝い	10000 円と祝電
会員出産	お祝い	10000 円
会員病氣(入院または長期自宅療養)		10000 円
自宅・事務所・営業所の新築		10000 円

ただし、上記の場合のほか、特殊な事情の場合は会長の裁量および理事会の協議に一任する。
葬儀の場合は会員はできる限り告別式に参加する。
各個人として個々の立場ですることは自由。

義務事項

前期事項に該当する場合、会員またその家族はその旨事務局へ報告することが望ましい。
クラブより、またクラブに関連する行事等で贈与された場合、香典、見舞い返し、答礼等の物品を一切返礼してはならない。

附則

平成 22 年 1 月 22 日の総会決議により、会員死亡の場合の香典 50000 円を 30000 円に改正し、同日施行する。

経友クラブ事務局規定

1. 事務局は総務委員会の管理下にあり、クラブの行事運営を円滑にするため事務局員を置き、例会行事、各委員会の行事案内、報告、連絡、記録事務等を取り扱う。
2. 事務局の営業時間は、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の 13 時から 16 時。
例会のある場合は受付業務をする。
3. 例会日は事務局員は例会場で出席登録、会費徴収、連絡業務をする。
4. 事務局員は会費および金銭の収支がある場合はその都度会計理事に報告し処理する。
5. 訪問者がある場合はこれを記録し連絡事項は速やかに行う。
6. 訪問者の申し入れ事項その他要務に関しては、総務委員長または専務理事に報告し指示を仰ぐこと。
7. 事務局員は各委員会記録、写真、資料等をそれぞれの項目別に処理保管する。

経友クラブ事務局使用規定

1. クラブ会員が事務局を使用する場合は、前日 12 時まで使用目的、時間等を事務局に連絡する事。(同時日申し込みがある場合は先願優先)
2. 食事等を提供する場合も同じ。
3. 原則として使用時間は、13 時から 16 時。日曜日、祝祭日は除く。特殊な事情がある場合はこの限りにあらず。
4. 委員会開催の場合は必ず委員会報告書に記入し提出する事。
5. 会員以外の使用は原則として認めない。ただし、会員が同席し管理が完全に行われる場合はこの限りにあらず。クラブ行事外の目的で使用する場合は管理費として金 _____ 円を事務局に納入する事。例会、クラブ業務以外、事務局員残留の場合、1 時間につき _____ 円を事務局に納入する事。(残業手当)
6. 事務局を使用し、万一盗難、火災等の事故がある場合は、その使用者は賠償の責を負う。

経友クラブ会員表彰規定

会員の表彰について

(1) 精皆勤会員の表彰

一事業年度を通じて無欠勤の会員については皆勤賞を、一日欠席の会員については精皆勤賞を贈り表彰する。

(2) 直前会長の表彰

直前会長の功労に対して感謝状を贈りその功績をたたえる。

(3) 永年在籍会員の表彰

各会員の在籍年数を毎年12月31日現在で5年目毎に区切り、5年表彰、10年表彰・・・とし、各該当年数の会員に表彰状を贈りその功績をたたえる。

ただし、以上の表彰は年度第1回定時総会において行うものとする。

経友クラブ定款